

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会基本条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県議会基本条例の一部改正

政務調査費の名称が変更されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県議会委員会条例の一部改正

1 委員会の委員の任期等

- (1) 常任委員は、議員の任期中在任することとした。
- (2) 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間  
在任することとした。

(3) 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとした。

2 公聴会及び参考人について所要の規定の整備を行うこととした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 奈良県政務調査費の交付に関する条例の一部改正

1 政務調査費の名称の変更

政務調査費の名称を政務活動費に改めることとした。

2 政務活動費の交付目的

政務活動費の交付目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するた  
めとすることとした。

3 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めることとした。

4 政務活動費の使途の透明性の確保

議長は、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めるものと  
することとした。

第四 施行期日等

1 平成二十五年三月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

3 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。